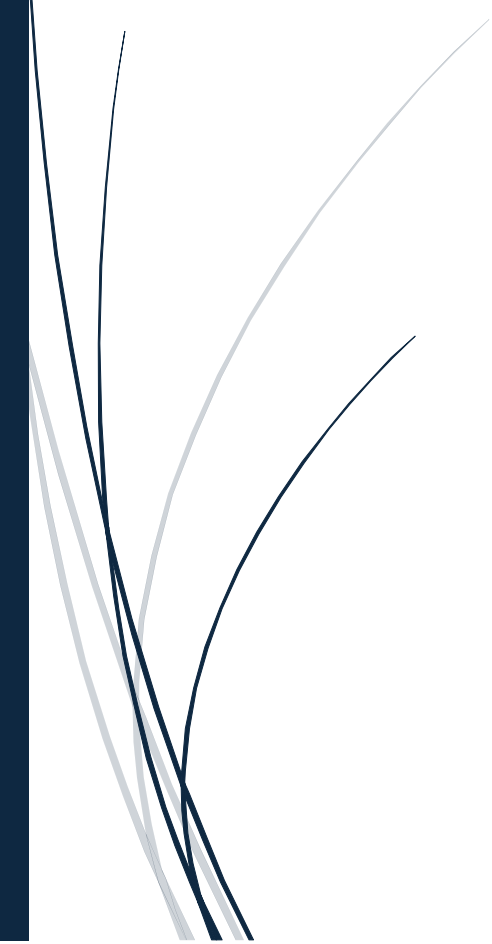


公園使用申請に対する審査基準

目次

- 1. 公園内行為の許可(変更を含む) ……p.1
- 2. 公園占用許可(変更を含む) ……p.2
- 3. 公園使用料の減額・免除 ……p.3
- 4. 公園施設設置許可 / 管理許可 ……p.4
- 5. 公園施設の利用許可 ……p.5

(清水船越堤公園の茶室兼多目的集会室)



許 認 可 等 の 内 容		公園内行為の許可(変更を含む)
根拠法令等及び条項		静岡市都市公園条例第4条第1項、第2項
法令の定め	「静岡市都市公園条例」 (行為の制限) 第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。 (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行をすること。 (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。	
審査基準	基 準	1 静岡市都市公園条例(以下「条例」という。)第4条第3項の、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさない場合とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 一般来園者の動線を確保し、通行に支障がないこと。 (2) 公園の施設又は公園の土地を損傷し、又は汚損するものでないもの。 (3) 公園の遊具やベンチ等の利用を制限したり、入園を特定の者に制限するなど、公園の一般利用に支障を生じさせるものでないもの。ただし、市長が、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する催しで、来園者の安全を確保するために必要であると認めたときはこの限りではない。 2 条例第4条第3項の、やむを得ないと認められる場合を例示すると次のとおり (1) 条例第4条第1項第1号の行為の許可を受けて行う催しの来園者の便益の向上に資すること。 (2) 条例第4条第1項第3号及び第4号の催しの場所の確保が困難であること。 (3) 行為の目的を達成するために、公園で行うことが最も効果的であること。 3 上記の行為許可に該当する場合であっても、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は行為の許可をしない。 (1) 指定暴力団等その他の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体又はその団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。 (2) 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及び、又は不快感を与えるおそれがあると認められるとき。 (3) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (4) 条例第17条に規定する使用料について未納があるとき。 (5) 政治活動又は宗教活動を目的とした使用又は使用のおそれがあると認められるとき。 (6) 申請書類の記載事項等に虚偽が認められるとき。 (7) その他、上記(1)～(6)に準ずると認められるとき。
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定(平成27年4月1日最終設定)

許 認 可 等 の 内 容		公園占用の許可(変更を含む)
根拠法令等及び条項		都市公園法第6条第1項、都市公園法第7条
法令の定め	「都市公園法」 (都市公園の占用の許可) 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 第7条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は申請が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの 二 水道管、下水道管、ガス管、その他これに類するもの 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場、その他これに類する施設で地下に設けられるもの 四 郵便差出箱、信書差出箱又は公衆電話所 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設	
審査基準	基準	1 法第7条第1項の、公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない場合とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 一般来園者の動線を確保し、通行に支障がないこと。 (2) 公園の施設又は公園の土地を損傷し、又は汚損するものでないもの。 (3) 公園の遊具やベンチ等の利用を制限し、公園の一般利用に支障を生じさせるものでないもの。 2 法第7条第1項の、やむを得ないと認められる場合を例示すると次のとおり (1) 当該占用物件の場所の確保が困難であること。 3 上記の行為許可に該当する場合であっても、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は行為の許可をしない。 (1) 指定暴力団等その他の構成員が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体又はその団体の構成員が集团的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。 (2) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (3) 条例第17条に規定する使用料について未納があるとき。 (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした使用又は使用のおそれがあると認められるとき。 (5) 申請書類の記載事項等に虚偽が認められるとき。 (6) その他、上記(1)～(5)に準ずると認められるとき。
	設定年月日	平成15年4月1日設定(平成27年4月1日最終設定)

許 認 可 等 の 内 容		公園使用料の減額・免除の承認
根拠法令等及び条項		静岡市都市公園条例第 19 条
法 令 の 定 め	「静岡市都市公園条例」 (使用料の減額又は免除) 第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用等をする場合で、特別の理由があると認めるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。 「静岡市都市公園条例施行規則」 (使用料の減額又は免除) 第 8 条 条例第 19 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出しなければならない。ただし、使用料の減額又は免除は入場料を徴収しないときに限るものとし、減額し、又は免除する使用料の額は、次に定めるところによる。 (1) 市が主催して利用するとき 全額 (2) 市が共催して利用するとき 2 分の 1 に相当する額 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき 全額又は 2 分の 1 に相当する額	
審 査 基 準	基 準	1 条例第 19 条第 1 号に該当する場合の例を示すと次のとおり (1) 静岡市の観光促進や政策推進に資する催しで、静岡市が主催し又は支援するのが公園を利用する場合。 例) 静岡祭り、安倍川花火大会、清水みなと祭り、羽衣まつり、大道芸ワールドカップ in 静岡、しずおか市町対抗駅伝、静岡マラソン、上下水道フェア、砂防フェスティバル等 (2) 学校教育法で定める幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育目的のため行う催し、若しくは児童福祉法に定める児童福祉施設としての保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定める認定こども園等が福祉目的で、公園を使用する場合 例) 運動会、マラソン大会等 (3) 自治会・町内会が公共的な目的のため行う催しで、公園を使用する場合。 例) お祭り、グラウンドゴルフ大会等 (4) 防災訓練のため、公園を使用する場合。 (5) 警察、消防、水防団及び自衛隊が訓練等のため、公園を使用する場合。 例) 年頭視閲式、出初め式、水防演習、警備訓練、等 (6) 上記(1)～(5)に準ずると認めるとき
	設 定 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日設定(平成 27 年 4 月 1 日最終設定)

許 認 可 等 の 内 容		公園施設の設置又は公園施設の管理の許可
根拠法令等及び条項		都市公園法第5条第1項、第2項
法 令 の 定 め	「都市公園法第5条第1項、第2項」 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 1 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの 2 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。	
審 査 基 準	基 準	1 都市公園法(以下「法」という。)第5条第2項第1号に掲げる事由に該当する例を示すと次のとおり。 (1) 売店、飲食店、宿泊施設等、利益をあげるような施設のように、公園管理者が自ら設置又は管理することが必ずしも適当ではないもの。 2 法第5条第2項第2号に掲げる事由に該当する例を示すと次のとおり。 (1) 意欲のある地域住民や、専門的ノウハウを有する民間事業者等が設置又は管理することによって、公園管理者よりも公園機能の増進に資するもの。 (2) 防災倉庫等、緊急時、迅速に対応するための管理が必要となるもの。 3 上記の行為許可に該当する場合であっても、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は行為の許可をしない。 (1) 公園施設設置者又は管理者のみが使用でき、一般利用者が使用することができないとき。 (2) 当該施設の設置又は管理が、極端な営利活動につながるおそれがあるとき。 (3) 指定暴力団等その他の構成員が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体又はその団体の構成員が集团的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。 (4) 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及び、又は不快感を与えるおそれのあると認められるとき。 (5) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (6) 条例第17条に規定する使用料について未納があるとき。 (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした使用又は使用のおそれがあると認められるとき。 (8) 申請書類の記載事項等に虚偽が認められるとき。 (9) その他、上記(1)～(8)に準ずると認められるとき。
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定(平成27年4月1日最終設定)

許 認 可 等 の 内 容		公園施設の利用許可(清水船越堤公園の茶室兼多目的集会室)
根拠法令等及び条項		静岡市都市公園条例第6条第1項
法令の定め	「静岡市都市公園条例」 (利用の許可及び有料施設) 第6条 次の表の左欄に掲げる公園内で、同表の右欄に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長等(駿府城公園の坤櫓、大浜公園のウォータースライダー、清水船越堤公園の茶室兼多目的集会室並びに清水清見潟公園、清水桜が丘公園及び清水月見公園の庭球場(以下これらを「坤櫓等」という。))にあっては市長を、駿府城公園の東御門・巽櫓、日本庭園及び茶室、清水日本平運動公園の球技場及び庭球場並びに清水清見潟公園の体育館、室内プール及びトレーニング室(以下これらを「東御門・巽櫓等」という。))にあっては第8条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長等は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。 3 第1項の表に掲げる公園施設(以下「利用許可施設」という。)のうち有料で利用させる施設(附帯施設を含む。以下「有料施設」という。)は、次の表に掲げるとおりとする。	
審査基準	基準	次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は利用の許可をしない。 (1) 指定暴力団等その他の構成員が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体又はその団体の構成員が集团的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体を使用しようとするとき。 (2) 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及び、又は不快感を与えるおそれのあると認められるとき。 (3) 当該利用により畳などの施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 (4) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (5) 条例第17条に規定する使用料について未納があるとき。 (6) 政治活動又は宗教活動を目的とした使用又は使用のおそれがあると認められるとき。 (7) 申請書類の記載事項等に虚偽が認められるとき。 (8) その他、上記(1)～(7)に準ずると認められるとき。
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定(平成27年4月1日最終設定)